

この資料は業務の参考のための仮訳です。
利用者が当情報を用いて行う行為については、
利用者の責任でお願いいたします。
横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 4

有害動植物無発生地域の設定のための要件

1995 年採択；2017 年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

@FAO, 2017

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは <http://www.fao.org/contact-us/licence-request> を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト (www.fao.org/publications) で入手が可能であり、また publicationsales@fao.org を通じて購入できる。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

出版の過程

(基準の公的な部分ではない)

1993 年 5 月 TC-RPPOs は、トピック有害動植物無発生地域 (1993-001) を追加。

1993 年 5 月 EWG が草案を作成。

1994 年 5 月 CEPM-1 は草案テキストを改正し、十分な詳細を提供するよう要求。

1995 年 5 月 CEPM-2 採択のための草案を改正。

1995 年 11 月 第 28 回 FAO 会議が基準を採択。

ISPM 4:1995. 有害動植物無発生地域の設定のための要件 FAO, IPPC, ローマ。

2015 年 6 月 IPPC 事務局は、CPM-10 (2015) の基準取り消しに続いて、改正と再修正された基準を組み込んだ。

2017 年 4 月 CPM は、「取引相手」の使用を避けるために、改正に言及した。IPPC 事務局は改正を組み込んだ。

出版の過程の最近修正: 2017 年 4 月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

1. 有害動植物無発生地域(PFAs)の一般要件

1.1 PFA の決定

1.2 PFA の設定及び維持

1.2.1 無発生を設定するためのシステム

1.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置

1.2.3 無発生が維持されていることを確認するチェック

1.3 文書化及び見直し

2. 各種 PFA の特定の要件

2.1 一国全体

2.1.1 無発生を設定するためのシステム

2.1.2 無発生を維持するための植物検疫措置

2.1.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

2.1.4 文書化及び見直し

2.2 限定的発生地域が存在する国の無発生部分

2.2.1 無発生を設定するためのシステム

2.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置

2.2.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

2.2.4 文書化及び見直し

2.3 全体的発生地域内にある国の無発生部分

2.3.1 無発生を設定するためのシステム

2.3.2 無発生を維持するための植物検疫措置

2.3.3 無発生が維持されていることを確認するチェック

2.3.4 文書化及び見直し

採択

この基準は、1995年11月にFAO総会の第28回会合によって採択された。

序論

適用範囲

この基準は、有害動植物無発生地域（PFA）から輸出される植物、植物生産物及びその他の規制品目に植物検疫証明に関するリスク管理法としてのPFAを設定及び使用するための要件、又は危険にさらされているPFAを保護するために輸入国が行う植物検疫措置の科学的な正当性を支持するための必要条件を記載する。

参照

本基準は、その他の植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）も参照している。ISPMは、IPP (<https://www.ippc.int/coreactivities/standards-setting/ispms>) で入手可能である。

FAO. 1990. FAO Glossary of phytosanitary terms. *FAO Plant Protection Bulletin*, 38(1): 5–23. [current equivalent: ISPM 5 (*Glossary of phytosanitary terms*)].

IPPC. 1979. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC, FAO. [revised; now IPPC. 1997].

WTO. 1994. *Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures*. Geneva, World Trade Organization.

定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5に記載されている。

要件の概要

「有害動植物無発生地域」とは:「ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証拠により証明され、必要な場合、この状態が公的に維持されている地域」である。

国家植物防疫機関（NPPO）によるPFAの設定と使用は、ある一定の要件が満たされれば、追加的な植物検疫措置の適用の必要なしに当該地域が置かれている国（輸出国）から別の国（輸入国）へ植物、植物生産物及びその他の規制品目を輸出できるよう図るものである。したがって、ある地域の病害虫無発生ステータスは、その有害動植物に関する植物、植物生産物及びその他規制品目の植物検疫証明の根拠として使われることがある。また、当ステータスは病害虫リスク評価の一要素として、ある地域に当該有害動植物が存在しないことの、科学的根拠に基づく確認にもなる。その場合、PFAは、危険にさらされている地域を保護するために輸入国がとる植物検疫措置を正当化するひとつの要素となる。

「有害動植物無発生地域」という用語は様々なタイプ（有害動植物が発生しない一国全体から、有害動植物がまん延している国の中にありながら有害動植物が発生していない小さな地域まで）を含むが、PFAの要件について論じるには次の三つのタイプを定義すると都合が良い:

- 一国全体
- 限定的に発生地域が存在する国の無発生部分
- 発生地域とされている国の無発生部分

どの場合も、必要に応じてPFAは複数の国の全部又は一部に関わることがある。

PFA の設定及びその後の維持には、以下の三つの主要要素又は段階が考えられる：

- 無発生を設定するためのシステム
- 無発生を維持するための植物検疫措置
- 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

これらの要素の特質は、有害動植物の生態、PFA のタイプ及び特性、並びに病害虫リスクアナリシスに基づいて必要な植物検疫上の安全性の水準に応じて異なるだろう。これらの要素を達成するために使われる方法は以下を含む：

- データ収集
- 調査（境界設定、発見、モニタリング）
- 規制管理
- 監査（見直し及び評価）
- 文書化（報告書、作業計画）

1. 有害動植物無発生地域（PFAs）の一般要件

1.1 PFA の決定

PFA の境界設定は、問題の有害動植物の生態に関連すべきである。これは PFA を定義可能な規模及び範囲設定に利用できる境界のタイプに影響を与える。原則として、PFA の境界は、有害動植物の発生と密接に関係して設定されるべきである。しかし、実際には、有害動植物の生物学的限界とはほぼ一致すると思われる分かりやすい境界を設定することが一般的である。行政（例えば、国、県又はその他の地方自治体）、物理的特徴（例えば、川、海、山脈、道路）、関係者全員にとって明確な所有地の境界などである。また、様々な実際的理由により、病害虫無発生と思われる地域の内側に PFA を設定することによって、厳密に境界設定を行う必要性を回避することもある。

1.2 PFA の設定及び維持

PFA の設定及び維持には次の三つの主要要素がある：

- 無発生を設定するためのシステム
- 無発生を維持するための植物検疫措置
- 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

これらの要素の特質は、以下に応じて異なるだろう：

- 有害動植物の生物学：
 - ・ 潜在的生存能力
 - ・ 繁殖率
 - ・ 分散方法
 - ・ 寄主植物の利用可能性など
- 関連する PFA の特性：
 - ・ 規模
 - ・ 隔離の程度

- ・ 生態学的状態
- ・ 均質性など
- 実施された病害虫リスクアナリシスによる危険度水準の評価に關係して要求される植物検査上の安全性の水準

ISPM 6（サーベイランス）および ISPM 2（病害虫リスクアナリシスに關する枠組み）は、一般サーベイランスおよび特定調査のさらに詳細な要件を提供する。

1.2.1 無発生を設定するためのシステム

データを提供するシステムとして、以下の二つの一般的タイプが認識されている。ただし、これらの変形又は二つの組合せも使うことができる：

- 一般サーベイランス
- 特定調査

一般サーベイランス

一般サーベイランスは、NPPO やその他の国家及び地方政府機関、研究所、大学、学会（アマチュア専門家を含む）、生産者、コンサルタント、博物館及び一般の人々など、あらゆるデータ源の活用を含む。情報は、以下から得ることもできる：

- 学術誌、業界誌
- 未発表の史料データ
- 最新の観察

特定調査

特定調査には発見調査又は境界設定調査がある。これらは公的な調査であり、關係した NPPO の承認した計画に従うべきである。

1.2.2 無発生を維持するための植物検査措置

有害動植物の侵入又はまん延を防ぐため、以下のような特定の措置を用いることができる：

- 以下のような規制措置：
 - ・ 検査有害動植物リストへの有害動植物の掲載
 - ・ 国又は地域への輸入要件の仕様書
 - ・ 緩衝地帯を含む一国又は複数国の地域内の特定の製品の移動の制限
- 日常的モニタリング
- 生産者への継続的な助言

病害虫無発生ステータスを維持するための植物検査措置の適用が正当化されるのは、PFA 内又は PFA の一部であって、生態学的条件が当該有害動植物の定着（定着する）に適している所だけである。

1.2.3 無発生が維持されていることを確認するチェック

PFA を設定し、その維持のための植物検査措置を講じた後は、病害虫無発生ステータスの立証を可能にするため及び内部管理の目的のために、病害虫無発生ステータスの継続を確認すべき

である。使用するチェックシステムの程度は、要求される植物検疫上の安全性に関係する。これらのチェックは以下を含む:

- 輸出荷口の特別な検査
- 研究者、顧問又は検査官が、有害動植物の発生について NPPO に通報すべき要件
- モニタリング調査

1.3 文書化及び見直し

PFA の設定及び維持は、適切に文書化され、定期的に見直されるべきである。

PFA のタイプが何であれ、以下について判明した場合には文書化されるべきである:

- PFA を設定するために収集されたデータ
- PFA を確認するためにとられた様々な行政上措置
- PFA の境界設定
- 適用された植物検疫規則
- 使用されたサーベイランス又は調査及びモニタリングシステムの技術的詳細

NPPO が、PFA に関する文書を、すべての関連する詳細な記述と共に、中央情報サービス (FAO 又は地域的植物防疫機関) へ送れば有益だろう。そうすれば、要請に応じてすべての関心のある NPPO に情報を知らせることができる。

PRA を設定及び維持して高度な植物検疫上の安全性を提供するために複雑な措置を必要とする場合は、二国間合意に基づく運用計画が必要になるかもしれない。そのような計画には、PFA が設定された国の生産者及び貿易業者の役割並びに責任を含め、PFA の運用に必要な活動の特定の詳細をリストすることになるだろう。活動は定期的に見直され、又評価され、その結果は計画の一部として取り込まれる。

2. 各種 PFA の特定の要件

「有害動植物無発生地域」という用語は、すべてのタイプの PFA に適用される。便宜上、PFA に対する要求は、病害虫無発生地域を以下の三つの任意のタイプに分けて論じられる:

- 一国全体
- 限定的発生地域が存在する国の無発生部分
- 広範な発生地域にある国の無発生部分

いずれも場合も、適当な場合には PFA は複数の国の全部又は一部に関わることがある。以下に、これら三タイプの有害動植物無発生地域について特定の要求を述べる。

2.1 一国全体

この場合、特定有害動植物の全国的無発生は、NPPO が責任を持つ国家に適用する。

要求は以下を含む:

2.1.1 無発生を設定するためのシステム

一般サーベイランスからのデータ及び特定調査からのデータが両方容認できる。これらは、異なる種類又は異なる程度の植物検疫上の安全性を定めることがあるという点で異なる。

2.1.2 無発生を維持するための植物検疫措置

セクション 1.2.2 でリストされた項目を含む。

2.1.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

セクション 1.2.3 でリストされた項目を含む。

2.1.4 文書化及び見直し

セクション 1.3 でリストされた項目を含む。

2.2 限定的発生地域が存在する国の無発生部分

この場合、有害動植物の分布は、NPPO の決定により一国の一部分に限定される。有害動植物個体群を封じ込めるために公的防除が適用される。PFA は、無発生地域の全体又は一部分である。

要求は以下を含む:

2.2.1 無発生を設定するためのシステム

通常 PFA ステータスは、特定調査による確認に基づく。公的な境界設定調査も、寄生の程度を決定するために使われることがある。さらに、公的な発見調査も、無発生地域での有害動植物の不在を確認するために必要とされることがある。

一般サーベイランス（上記 2.1.1 参照）も、適当な場合には、限定的発生地域が存在する国の無発生部分に適用されることがある。

2.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置

セクション 1.2.2 でリストされたものを含む。このタイプの PFA では、1.2.2 で述べたように、有害動植物のまん延を防ぐために、発生地域から無発生地域への品目の移動に関する植物検疫規則も必要とされるかもしれない。

2.2.3 無発生が維持されていることを確認するためのチェック

セクション 1.2.3 でリストされたものを含む。モニタリング調査は、国全体の PFA よりもこのタイプの PFA で重要性が高い。

2.2.4 文書化及び見直し

文書化は、調査結果、植物検疫規則、及びセクション 1.3 で記したような NPPO に関する情報など、公的防除について述べた補強証拠を含む。

2.3 全体的発生地域にある国の無発生部分

このタイプの PFA は、全体的発生地域にあって、特定の有害動植物が存在しないとみなせる（又は無発生であることが示された）地域である。病害虫無発生ステータスが維持されているので、輸出国はこのステータスを植物及び/又は植物生産物の植物検疫証明の根拠として用いることができる。

場合によっては、寄生のステータスが特定調査に基づいていない地域の中に PFA を設定することもある。

PFA は有害動植物の生態学との関係で適切に孤立されるべきである。

要求は以下を含める必要があります：

2.3.1 無発生を設定するためのシステム

このタイプの PFA には、境界設定調査及び発見調査を必要とする。

2.3.2 無発生を維持する植物検疫措置

セクション 1.2.2 でリストされたものを含む。このタイプの PFA では、1.2.2 で述べたように有害動植物のまん延を防ぐために、発生地域から無発生地域への寄主植物の移動に関する植物検疫規則も必要とすることがある。

2.3.3 無発生が維持されていることを確認するチェック

セクション 1.2.3 でリストされたものを含む。このタイプの PFA では、継続してモニタリング調査を要求する可能性がある。

2.3.4 文書化及び見直し

文書化は、調査結果、植物検疫規則及びセクション 1.3 で記したような NPPO に関する情報など、公的防除について述べた補強証拠を含む。このタイプの PFA は、貿易相手国間の合意を必要とすることが多いので、その実施は、輸入国の NPPO によって見直され、又評価される必要がある。